

鋸南町U I Jターンによる起業・就業者創出事業 移住支援金のご案内

鋸南町では、町への移住及び定住の促進並びに中小企業等における人手不足の解消のため、東京23区（在住者又は通勤者）から町に移住し、千葉県が対象として登録した中小企業等に就業した方や特定分野で起業する方に移住支援金を交付しています。

この案内は、移住支援金の申請方法等を記載したパンフレットですので、申請の際にご参考になさってください。

令和6年4月

鋸南町

①交付対象者

移住支援金の交付の対象となる方は、次の（１）の要件に該当し、かつ、（２）、（３）、（４）又は（５）の要件に該当し、２人以上の世帯の申請の場合は、それらに加え、（６）の要件に該当するものとします。

（１）次のア、イ及びウのいずれにも該当すること。

ア 次に掲げる移住元に関する要件のいずれかに該当すること。ただし、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京２３区内の大学等へ通学し、東京２３区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

（ア）転入の直前の１０年間のうち、通算５年以上東京２３区（地方自治法第２８１条第１項に規定する東京都の特別区の区域）内に在住又は東京圏（埼玉県、東京都及び神奈川県）のうちの条件不利地域※以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

（イ）転入の直前に、連続して１年以上、東京２３区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京２３区内への通勤をしていたこと（ただし、東京２３区内への通勤の期間については、転入の３ヶ月前までを当該１年の起算日とすることができる。）。

※東京都、埼玉県、神奈川県の場合の条件不利地域

- ・東京都：檜原村、奥多摩町、大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村、小笠原村
- ・埼玉県：秩父市、飯能市、本庄市、ときがわ町、横瀬町、皆野町、長瀬町、小鹿野町、東秩父村、神川町
- ・神奈川県：山北町、真鶴町、清川村

イ 次に掲げる移住先に関する要件のいずれにも該当すること。

（ア）平成３１年４月５日以後に転入したこと。

（イ）移住支援金申請時において、転入後３箇月以上１年以内であること。

（ウ）移住支援金申請日から５年以上継続して町に居住する意思を有していること。

ウ 次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

（ア）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

（イ）次のいずれかに該当する行為（b又はcに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）でないこと。

a 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は損害加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

b 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上

の利益若しくは便宜の供与又これらに準ずる行為

ｃ 千葉県及び町の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

（ウ）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者でないこと。

（エ）日本人であること、又は外国人であつて永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれか滞在資格を有すること。

（オ）申請者及び申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、過去に移住支援金の支給を受けていないこと。

（カ）市区町村民税等を滞納していないこと。

（キ）その他町長が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

（２）次に掲げる就職に関する要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域※に所在すること。

※千葉県内の条件不利地域

館山市、旭市、勝浦市、鴨川市、富津市、南房総市、いすみ市、東庄町、大多喜町、御宿町、鋸南町

イ 就業先が移住支援金の対象企業として千葉県地域しごとマッチング支援事業により開設されたインターネットサイトに掲載されている求人であること。

ウ 就業者の３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

エ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３箇月以上在職していること。

オ イの求人への応募日が移住支援金の対象企業としてマッチングサイトに掲載された日以後であること。

カ 当該法人に移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。

キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（３）千葉県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業を利用して就業した者であつて、次のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が千葉県内の条件不利地域に所在すること。

イ 週２０時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在籍していること。

ウ 当該就業先において、移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

- (4) テレワークにより移住前の業務を継続する者であって、次のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
 - ウ 令和6年3月31日以前に転入したこと。
- (5) 移住支援金の申請日まで1年以内に、起業支援金（公益財団法人千葉県産業振興センターが地域課題解決型起業支援事業により交付する補助金）の交付決定を受けていること。
- (6) 次に掲げる世帯に関する要件のいずれにも該当すること。
- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元で同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時に同一世帯に属していること。
 - ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも平成31年4月5日以後転入をしたこと。
 - エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも申請時に転入後3箇月以上1年以内であること。
 - オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも第1号ウの（ア）から（ウ）まで並びに（オ）、（カ）の全てに該当すること。

②移住支援金の額

世帯（申請者を含む2人以上）の場合 1世帯につき100万円

※令和5年5月1日以降より、世帯移住で申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満の世帯員がいる場合は、100万円が加算されます。

単身の場合 60万円

③交付申請に必要な書類

交付申請は、別紙の「U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付申請書（別記第1号様式）」に、次の書類を添えて申請してください。なお、提出は当該年度の2月末日までとします。

(1) 全員が提出する書類

1	本人確認書類 (写真付き身分証明書等の提示により本人確認できる書類)	
2	移住元の住民票の除票の写し (移住元での住所地及び在住期間を確認できる書類)	
3	前年度分の市区町村民税等に滞納がないことを証する書類	

(2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者が提出する書類

1	東京23区で就業していた企業等の就業証明書(移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	
---	---	--

(3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主が提出する書類

1	開業届出済証明書等 (移住元での勤務地を確認できる書類)	
2	個人事業等の納税証明書 (移住元での在勤期間を確認できる書類)	

(4) 東京圏から東京23区内の大学等に通学し、東京23区内の企業等へ就職した者のみ提出が必要な書類

1	卒業証明書等 (在学期間や卒業校を確認できる書類)	
2	東京23区内で就職していた企業等の就業証明書 (移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類)	

(5) 就職に関する要件に該当する申請者

1	就業先企業等の就業証明書(別記第2-1号様式) (雇用形態、応募日等を確認できる書類)	
---	--	--

(6) テレワークに関する要件に該当する申請者

1	テレワークに関する所属先企業等の就業証明書(別記第2-2号様式)	
---	----------------------------------	--

(7) 起業支援金の交付決定を受けている者

1	起業支援金交付決定通知書	
---	--------------	--

(8) 2人以上の世帯の申請の場合

1	移住元の住民票の除票の写し(申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での住所地を確認できる書類)	
---	--	--

④交付決定及び交付請求

- (1) 町は、交付申請書の内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、「U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付決定通知書（別記第3号様式）」を、交付しない場合には「U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金不交付決定通知書（別記第4号様式）」を通知します。
- (2) 移住支援金交付決定通知書を受け取った時は、「U I J ターンによる起業・就業者創出事業移住支援金交付請求書（別記第5号様式）」を町に提出してください。
- (3) 交付請求書を受理し、交付の手続きが完了次第、移住支援金を交付（口座振込）します。

⑤その他

- (1) 町は、事業が適切に実施されたかどうかを確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者に対し報告及び立入調査を求めることができます。
- (2) 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める移住支援金の額の返還を請求します。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると認めるときは、この限りではありません。

①次のいずれかに該当する場合 移住支援金の全額

- ア 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けたとき。
- イ 移住支援金申請日から3年未満に転出をしたとき。
- ウ 移住支援金申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。
- エ 起業支援金の交付決定を取り消されたとき。

②移住支援金申請日から3年以上5年以内に転出をした場合 移住支援金の半額

申請・問合せ先

鋸南町地域振興課まちづくり推進室

〒299-2192 安房郡鋸南町下佐久間3458番地

TEL 0470-55-1560

FAX 0470-55-0421

電子メール machidukuri@town.kyonan.chiba.jp